【平成20年6月13日法律第65号改正後】

（審問に関する規定の準用）

**第八十七条の二の二**　第八十五条の四の規定は、前条第一項ただし書の認可について準用する。

【平成20年6月13日 法律第65号】

（改正後）

（審問に関する規定の準用）

**第八十七条の二の二**　第八十五条の四の規定は、前条第一項ただし書の認可について準用する。

（改正前）

（新設）